

神奈川県内広域水道企業団告示第2号

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第30条及び神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例（令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第8条の規定により、令和7年度における情報公開条例及び個人情報保護法施行条例の運用状況を公表する。

令和8年5月26日

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊

1 情報公開条例の運用状況

(1) 実施機関（企業長、監査委員及び議会）の運用状況

(ア) 開示請求の状況

令和7年度は、請求件数18件、請求文書件数34件であった。

年 度	H28	H29	H30	R 元 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
請求件数	54	11	9	2	3	14	7	2	7	18
請求文書 件数	132	21	23	2	3	48	440	3	93	34

(イ) 請求のあった公文書

請求のあった公文書34件の全てが企業団発注工事等に係る入札・契約関係文書であった。

(ウ) 開示決定等の状況

請求文書件数	処理状況（件）			
	開示	部分開示	不開示	処理中
34	10	16	8	0

(エ) 不服申立ての状況

不服申立て件数	処理状況 (件)				
	認容	却下・棄却	答申	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0

2 個人情報保護法施行条例の運用状況

(1) 実施機関（企業長及び監査委員）における自己情報の開示請求等の状況

(件)

年 度	開示請求 (簡易開示を除く)	簡易開示 (※)	訂正請求	利用停止請求
H 2 8	0	6	0	0
H 2 9	0	6	0	0
H 3 0	0	0	0	0
R 元 (H 3 1)	0	5	0	0
R 2	0	2	0	0
R 3	0	3	0	0
R 4	0	3	0	0
R 5	0	-	0	0
R 6	0	-	0	0
R 7	0	-	0	0

※個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）第24条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求ができる保有個人情報として定められた職員採用試験の結果を開示したものである。なお、同条例の廃止により、令和5年度以降、簡易開示の制度は存在しない。

(2) 個人情報取扱事務登録の状況 (年度末)

(件)

登録の別		実施機関	企業長	監査委員
H 2 8 年度			5 8	1 2
H 2 9 年度			5 8	1 2
H 3 0 年度			5 8	1 2
R 元 (H 3 1) 年度			6 3	1 1
R 2 年度			6 6	1 1
R 3 年度			6 9	1 1
R 4 年度			6 9	1 1
R 5 年度			7 3	1 1
R 6 年度			7 6	1 1
R 7 年度			7 4	1 1
登 R 録 7 内 年 訳 度	新規		0	0
	変更		0	0
	抹消		2	0

※個人情報取扱事務登録とは、どの所属がどのような目的でどのような個人情報を取り扱っているかを明らかにすることで、その適正な取扱いを確保するための制度である。実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、所管組織名、目的等を記載した帳簿（個人情報事務登録簿）を備え付けなければならない。

3 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の状況

(1) 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

神奈川県内広域水道企業団情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、令和7年度に次のとおり開催した。

ア 第2回審査会（第6期）

(ア) 開催日 令和7年11月12日（水）

(イ) 開催方式 書面方式

(ウ) 議題

- a 令和6年度における制度の運用状況について
- b 個人情報保護及び情報公開に係る条例の改正について

(2) 諮問及び答申の状況

特になし。